



マイナンバー

〈社会保障・税番号制度〉が始まります！

その3

今年10月から、住民票を有する
全ての方に12桁のマイナンバー
(個人番号)が通知されます。

今回は、「マイナンバーはどのような場面で使うの?」、「マイナンバーは自由に使っているの?」、「個人情報の管理は安全なの?」について説明いたします。



マイナンバーはどのような場面で使うの?

前回のシリーズでは、マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることを説明しましたが、マイナンバーは民間企業でも取り扱います。民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社などの金融機関でも、利金・配当金・保険金などの税務処理を行っています。平成28年1月以降(厚生年金、健康保険は平成29年1月以降)は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となります。そのため、企業や団体にお勤めの方や金融機関とお取引がある方は、勤務先や金融機関にご本人やご家族のマイナンバーを提示する必要があります。

また、民間企業が外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をしなければいけません。そのため、こうした外部の方からもマイナンバーを提供してもらう必要があります。



マイナンバーは自由に使っているの?

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。こうした法律で定められた目的以

外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。



個人情報の管理は安全なの?

マイナンバーの導入を検討していた段階で、個人情報が外部に漏れるのではないかと他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかとといった懸念の声もありました。そこで、マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

■制度面の保護措置

法律や条例に定められたもの以外は、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

■システム面の保護措置

個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。

また、行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化をするなどの対策を行います。



日本年金機構で個人情報流出問題があったけどマイナンバーも漏えいする可能性があるの?

マイナンバーでは、制度・システムの両面からさまざまな安全策を講じます。加えて、マイナンバーの取扱いに関する監視監督は、第三者委員会である特定個人情報保護委員会にお願います。故意にマイナンバー付きの個人情報ファイルを提供した場合などには重い罰則も適用されます。また、今回の事件を受けて、各種ガイドラインなどの見直しを行い、関係機関をあげてセキュリティ対策を強化します。



もしマイナンバーが漏えいしたら、なりすまされたりして悪用されるの?

マイナンバーを使って社会保障や税などの手続を行う際には、個人番号カードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書などにより本人確認を厳格に行うことが法律でそれぞれの関係機関に義務付けられています。言い換えれば、万が一マイナンバーが漏えいした場合であっても、マイナンバーだけで手続きを行うことはできませんので、それだけでは悪用されません。

マイナンバーが漏えいした場合には、本人の請求などにより、マイナンバーを変更することが可能です。

問合せ 企画課 情報政策担当

○国のHPアドレス: <http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/index.html>

○マイナンバーのコールセンター

☎0570(20)0178